

アトリエからふる 身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 身体拘束・行動制限(以下、「身体拘束等」という。)は、障害のある人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または停止することであり、本人の尊厳を侵害する行為です。
- 当法人は、利用者または他の利用者の生命または身体、権利を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束等を禁止します。
- いずれの事業所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束等をしない支援、より良い支援に向けた取り組みを模索し続けます。

- (2) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月 厚生労働省)では、身体拘束等として以下の具体例が挙げられていますが、あくまで例であり、これらだけには限りません。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

なお、同手引きには、車いすベルト等に関して、次の記述がありますので留意が必要です。

ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です(P.34)。

3 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

・・・身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し(モニタリング)、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です・・・(P.36～37)。

また、「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)では、介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為として、以下の例が挙げられています。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) 身体拘束等による弊害

- ① 身体的な問題(利用者にケガをさせる、場合によっては命に関わる事態になる、圧迫等により内臓に影響が出る等)
- ② 精神的な問題(利用者を委縮させる、不安な気持ちにさせる、よけいに興奮させる等)
- ③ 社会的な問題(利用者の活動や社会参加の機会を制限する、奪う等)

(4) やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合

① 3要件からの検討

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があります。3要件に合致しているからといって、安易に「身体拘束等を行ってよい」とするものではなく、その検討と判断は、組織的にかつ慎重に行います。

1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を

想定する必要があります。

② 必要な手続き等

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の手続き等を行います。

1) 組織による決定

3要件について個別支援会議等で検討し、3要件を全て満たしていても、なお慎重に検討した上で組織的に決定します。

2) 個別支援計画への記載

身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。その場合、単に3要件に合致したという書き方ではなく、3要件から検討した内容を具体的に記載するとともに、身体拘束等をなくす取り組みと再検討の時期についても記載します。

3) 本人・家族等への説明と同意

身体拘束等を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族等に十分に説明を行い、同意を得ます。その際には、個別支援計画とは別に説明書(兼同意書)を用意し、身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由、3要件から検討した具体的な内容及び、身体拘束等をなくす取り組みと再検討の時期について理解を得るよう努めます。

4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、所定の様式にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。記録に際しては、3要件に沿った具体的な内容を記入します。

また、この記録は5年間保存します。

5) 身体拘束等をする必要がなくなった場合

身体拘束等をなくす取り組みを行い、また再検討を行った結果、身体拘束等をする必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解消します。解消を行った場合は、家族等に報告します。

2. 身体拘束等適正化検討委員会その他の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

身体拘束等の適正化に取り組むため、身体拘束等適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

なお、この委員会は、障害者虐待防止委員会も兼ねることとします(常に、両委員会それぞれの課題を検討)。

(2) 委員会の構成員及び責務と役割分担

1 当事者の代表

2 管理者

3 チーフ（身体拘束等適正化総括責任者）

身体拘束適正化統括責任者は、次の役割を担う

1. 事業所において、身体拘束等における諸課題の最高責任者
2. 身体拘束等の防止のための話し合い
3. 当事者、都道府県、市町村への身体拘束等の対応結果の報告
4. 身体拘束等の原因の改善状況を当事者及び、都道府県、市町村への報告

4 リーダー（身体拘束等適正化責任者）

身体拘束適正化責任者は、次の役割を担う

1. 当事者等からの身体拘束等の通報受付
2. 職員からの身体拘束等の通報受付
3. 身体拘束等の内容の確認と記録
4. 身体拘束等の内容を統括責任者へ報告
5. 身体拘束等の改善状況を統括責任者へ報告

（3）委員会の検討項目

- ① 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ② 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ③ 身体拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

（4）委員会の開催

頻度は、少なくとも年4回とし、必要に応じて適宜開催します。

更に、会議で話し合われたことを、個人情報保護の上、職員に周知徹底していきます。

（5）身体拘束等適正化統括責任者、同責任者、同担当者について

1 チーフ・谷口雅之を、身体拘束等適正化総括責任者とします。

2 リーダー・平井敏子を、事業所の身体拘束等適正化責任者とします。

責任者は統括責任者の指示のもと、また相互に連携を図り、事業所における身体拘束等適正化に取り組みます。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

法人全体での職員研修を年1回開催し、障害者虐待防止に係る研修も兼ねる内容としますが、新規採用時には、別途必ず実施します。

また、事業所毎では、特に現場の悩みに応じた実践的な研修を企画し、研修を行うことで、職員同士のコミュニケーションの活性化も図ります。

なお、いずれの研修についても、実施概要を記録しておきます。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針及び、身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 個別支援計画に記載がある身体拘束等を行った場合

職員は、所定の様式に記録を作成します。

同責任者は、職員と共に、個別支援会議等で解消に向けた検証を行います。

また、「2. 身体拘束等適正化検討委員会その他の組織に関する事項(3) 委員会の検討項目」に基づき、委員会で検討します。

(2) 個別支援計画に記載がない身体拘束等を行った場合

職員は、発生の都度、身体拘束等適正化責任者に報告するとともに、所定の様式に記録を作成します。

同責任者及び、総括責任者に報告すると共に、**防犯カメラと録音とも照合しながら**、職員と共に、個別支援会議等で改めて3要件を満たしていたかどうかの確認と、今後どうしていくのかについて検討します(解消に向けた検証を含む)。

そして、今後も行わざるを得ない可能性がある場合は、個別支援計画を見直し、本人・家族等への説明と同意等、必要な手続きを行います。

一方、仮に3要件を満たしていない場合は、速やかに「正当な理由のない身体拘束＝身体的虐待」として、別途策定する「障害者虐待防止のための指針」に基づき、行政に通報します。

また、「2. 身体拘束等適正化検討委員会その他の組織に関する事項(3) 委員会の検討項目」に基づき、委員会で検討します。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針については、各事業所において誰でも閲覧できるように配置するほか、ホームページにも掲載し、公表します。

6. その他、身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化の推進のためには、いわゆる問題行動と思われる言動をしている利用者の状況を、「問題を訴えている行動」として捉え直し、またその背景を探る事が、極めて重要です。

その際、冰山モデル等を活用し、本人の障害特性と環境との間の相互作用として、それらの言動が出現しているという事を理解することが必要です。

そうした視点がないと、表面的に行動を抑制する方向に向き、結果として正当な理由のない身体拘束等につながってしまいます。

これらの視点を持ち、実践することで、身体拘束等の適正化に留まらず、更によりよい支援を模索していくことが可能なことを、共通認識としておきたいと思います。

附則

本指針は令和6年(2024年)6月1日から施行します。

[身体拘束事案についての報告様式]

日時	
報告者	
記録者	
身体拘束等の内容 (いつ) (誰が) (誰に対して) (どのように)	
個別支援計画に記載された身体拘束か？	1. はい 2. いいえ
3要件からの検討	1) 切迫性
	2) 非代替性

	3)一時性
--	-------